

ふれあい・いきいきサロン事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、標津町社会福祉協議会（以下、社協という。）が「ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱」に基づき、各地区のふれあい・いきいきサロン（以下、サロンという。）活動を行う団体に対して助成するための助成金交付事務に関する事項を定め、ふれあい・いきいきサロン活動助成金（以下、助成金という。）の適切な運用を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この助成の実施主体は社会福祉法人標津町社会福祉協議会（以下、社協という。）とする。

(助成金対象団体)

第3条 社協の助成対象となる団体は、次の各号にあげる用件を満たす団体とする。

- (1) 町内でサロン等を定期的に行っているか、又はサロンを定期的に行うこと目的とした団体の設立を予定していること。
- (2) 事業計画書、参加者名簿があること。
- (3) 政治・宗教活動・営利を目的としないこと。
- (4) 社協会長（以下、会長という。）が認めるもの。

(助成事業)

第4条 助成の範囲は、予算の範囲内で前条に定める対象団体が次の各号にあげる活動経費とする。

(1) サロン開設支援費

サロン実施団体に対し50,000円を限度に助成する。（初年度限りの助成）

(2) 活動助成金

助成対象経費は、参加者1名につき、年間活動助成金額3,000円とし、参加者数に3,000円を乗じた金額を助成する。

なお、参加者数は各サロンの前年度参加者人数の平均値を基準とする。

また、助成金額は、年間30,000円を下回らないこととする。

(3) 参加者及びボランティアの保険掛金

参加者及びボランティアが加入する保険（ボランティア行事用保険並びにボランティア活動保険）の保険掛金を助成する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象団体（以下、申請者という。）は、サロン事業助成金申請書、サロン事業実施計画書に必要事項を記入のうえ会長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 会長は、前条に規定するサロン事業助成金申請書を受理した場合は、その内容を速や

かに審査のうえ可否を決定し、サロン申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、助成事業が終了したとき、または助成事業の対象年度が終了したときは、事業終了後にサロン事業報告書を会長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 申請者は、前条の助成金交付決定通知を受けたとき、概算払申請書により概算払いできるものとする。

2 助成金の精算は、第7条の実績報告書の提出に基づき社協会長が適切に実施されたことを確認の上、助成金交付決定額で交付する。

(助成金の返還)

第9条 会長は、事業報告書を審査し、実績額が助成金交付済み額に満たない場合は、申請者に対し助成金の返金を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるほかに必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。